

安平町物価高騰対策低所得者世帯 臨時特別給付金の実施についてのお知らせ

住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、給付金の支給を実施します。

※下記の通り、前回3万円給付金を受け取っている方は、令和5年12月27日をもって、本給付金7万円の振り込みは終了しています。

■給付対象者

基準日（令和5年12月1日）に、安平町の住民基本台帳に記録されている方で、同一の世帯に属する方全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

■給付額

給付対象世帯1世帯につき7万円（支給は1回のみ）。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

■申請方法

①安平町低所得者世帯臨時特別給付金（3万円）給付金の支給を受けた方

前回給付金（3万円）の支給を受けた方は申請を要しません。町より支給決定通知書を送付されますのでご確認ください。

②安平町低所得者世帯臨時特別給付金（3万円）給付金の支給を受けていない方で、上記対象者に該当する方

町から郵送する確認書に必要事項を記入してください。詳しい申請方法は確認書に同封していますので、ご確認ください。

※申請書に同封する返信用封筒にて郵送で提出いただくよう、ご協力をお願いします。

■申請期限

上記②に該当する方は、3月31日(日)の消印分まで受け付けます。

※1月10日に該当する方に確認書を郵送しています。本給付金に該当すると思われる方で、申請書が届かない方や該当するかどうか確認したい方はお問い合わせください。

■支給時期

①の対象者 令和5年12月27日に振り込み済み。

②の対象者 確認書の返送後、健康福祉課での受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、健康福祉課より振込日を記載した決定通知をお送りします。

■DV等を理由に避難している方へ

DVなどを理由に避難している方が本給付金の支給を受けるにあたり、事情により、町に住民票を移すことができない方は、下記①～③のいずれかの要件に当てはまる場合、所定の申出書を提出し、本給付金の申請を行うことで、給付金を受け取ることができます。

【安平町に住民票を移さず、本給付金の申請を行うことができる要件】

①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている。

②婦人相談所の証明書などが発行されている。

③住民基本台帳の閲覧制限が「支援措置」対象となっている（DV等を理由に避難している方の申請は確認書とは別の申請書が必要です。該当する方はお問い合わせください）。